

第 2 1 回

政策評価に関する有識者会議

2 0 1 2 年 8 月 1 0 日

金融庁 総務企画局政策課

午後2時59分 開会

○岡田政策評価室長 本日は大変お忙しい中、有識者の委員の方々におかれましてはお集まりいただきましてまことにありがとうございます。時間が参りましたのでただいまから第21回目の政策評価に関する有識者会合を始めさせていただきます。

本日の議事進行は富田座長にお願いしてございます。それでは、富田座長、よろしくお願ひします。

○富田座長 本日は、皆様、ご多忙のところご参集くださりましてありがとうございます。

本日は議事次第に従いまして「平成23年度実績評価書(案)」及び「平成24年度事業評価書(案)」並びに「平成24年度事前分析表(案)」について事務局よりまず説明を受けまして、それから、皆様のご意見を伺いたいと存じます。

報道関係者の方々におかれましては、ここでカメラ撮影は終了させていただきますのでよろしくお願ひいたします。また、傍聴されておられます皆様方におかれましては、静粛に傍聴されますことをお願ひいたします。

それでは、事務局から説明をお願ひいたします。

○岡田政策評価室長 それでは、私のほうから簡単ではございますが「23年度実績評価書(案)」、「平成24年度事業評価書(案)」並びに「平成24年度事前分析表(案)」につきましてお手元の資料に沿ってご説明させていただきます。

配付しておりますお手元の資料のうち一番分厚いものがございまして、こちらが「平成23年度実績評価書(案)」でございます。これは会計年度の平成23年4月1日から24年3月末までの1年間に金融庁の実施しました施策に関する評価書でございます。

それから、比較的薄いものが2種類ございます。1つが「平成24年度事業評価書(案)」と書いてございます。これは法律に基づき10億円以上の予算を要する研究開発及び公共事業等の評価実施が義務づけられているものであります。金融庁の場合はこの10億円等の基準に照らしますと評価が必要な事業が実はございませぬが、当庁の中で比較的予算額が大きい事業ということで、3つほどピックアップいたしまして事業評価を作成いたしております。中身につきましては25年度に予算措置を伴う主な新規事業ということで「次期LANシステム」、それから、過去に事前の事業評価を実施し、23年度に実際に動き出した事業、具体的には「電子データ保全解析及び証拠化機材の整備」、いわゆるデジタルフォレンジック関連事業、それから、3つ目が成果重視事業とされております「金融庁業務支援統合システムの開発」の事前評価でございます。

それから、もう一つ比較的薄い横の資料がございます。こちらは「平成24年度事前分析評価表(案)」でございます。こちらは先般5月の有識者会議でご説明いたしました「平成24年度金融庁政策評価実施計画」の内容について、一覧性・統一性の観点から総務省指定のフォーマットに基づき整理したものでございます。この2つの薄い資料につきましても後ほどご意見等いただければと存じます。

それでは、この一番厚い23年度の実績評価書(案)につきまして私のほうから簡単にご説明させていただきます。この分厚い資料の上にもまず一枚紙の縦紙でA・BとかI・IIとか書いてございます縦の資料を配付させていただきました。こちらが全体の評価部分を抜き出したものでございまして、それを過去2年と対比して表にしたものでございます。施策ごとに記載してございまして1から24まで24個あります。合計24の施策がございまして、それぞれにつきまして23年度の単年度についてAであるとかB、あるいは、中長期の観点からの評価としてIあるいはIIといった評価を金融庁として行ったものでございます。

全体23年度につきましては下に小さい活字で書いてございますが、施策数24のうち単年度の評価A・Bにつきましては、Aが11、それから、中期的な評価であるローマ数字につきましてはIが2ということになっております。例年に比べてAあるいはIの数が減少してございますが、これはともすると自己評価の枠組みでは、それぞれの部局がさまざまな施策を懸命に取り組んだという点に主に焦点を当てて評価しがちなところがあるなか、今回は改めて政策評価の基本に立ち返り、政策評価実施計画はそれぞれ達成目標が23年度においてどれだけ達成できたか、あるいは、中長期的に見た場合にどれだけ課題が残っているかという観点から、極力客観的に評価をしてみようということで試みた結果でございます。

この24項目すべてについてご説明を差し上げるのは時間の都合上無理でございますので、この後、枠組みについて引き続きご説明させていただきます。A3横の資料、縦の今の資料の下にございますが、そちらを御覧頂ければと存じます。こちらは先ほどの分厚い全体版のI2ページ以下に同じものがあるのをもう一度抜き刷りしたものでございまして、24の施策ごとに23年度の達成度、端的な結論という評価と、その当該評価に至った判断理由について整理をさせていただいたものでございます。初めに申し上げたいのは、5月にご議論いただいた新しい24年度からの基本計画におけるものと違いまして、今回は23年度、ことしの3月で終わる会計年度についての施策の評価でございますので、1つ

昔の20年度から23年度までの旧基本計画の枠組みに基づく評価でございます。このためここに載っております体系は、5月にご議論いただいた24年度以降の基本計画と異なる体系になっていることについて最初に付言させていただきます。

ざっと全体でございますが、一番大きい単位が左にある基本政策、こちらにつきましては1ページ目の一番上にある「金融機能の安定の確保」、めくっていただきまして「預金者、保険契約者、投資者等の保護」、それから、2枚めくっていただきまして「円滑な金融等」という、この3つを基本政策といたしまして、1ページ目に戻っていただければと存じますが、その下に施策目標、それから、個別具体の施策というものが体系づけられているというものになっておりまして、施策が合計24個ございます。各施策について23年度に主に実施した事務事業がその横にございまして、例えば一番上の施策(1)「金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施」に対応する主な事務事業として、こちらに8つ掲げてございます。これらで目指しておる達成目標がその右にございます「金融機能の業務の健全かつ適切な運営の確保すること」となっております。今回、本日の会議でご意見・ご指摘賜りたいのはその右でございまして、23年度単年度の達成度、それから、さらにその右の中長期的な課題の有無について端的な結論及びそのことについての判断理由が右にございます。この3つについて特にご意見賜ればと考えております。

それでは、大変簡単ではございますけれども、私から資料の説明は以上でございます。

座長、よろしく申し上げます。

○富田座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。恐縮でございますけれども、私の左側からお二人ずつご意見等を伺いまして、そこで一たん区切って金融庁側からお答えをいただきたいと存じます。

まず、ご到着直後でございますけれども翁委員から、そして、神作委員からご意見を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

○翁委員 今回の評価書につきましては、もうご説明があったものと思いますけれども、評価の仕方について少し考え方をえられたということで、1つ1つのものを見ても具体的な課題が大変わかりやすくなったというような感じを持っております。

それで、幾つかの点に質問とコメントをしたいのですけれども、1つは2のAのⅡというところで、端的な結論の一覧のほうには国際的な破綻処理についての合意があり、これ

によって国内の破綻処理制度についての現行制度を改めて検証する必要があるため、端的な結論はⅡとしたと書いてございます。今、少しずつワーキングなどでも議論が始まっていると思うのですが、金融庁としてこの課題の中で、どのような点について日本には課題があるとお考えになり、どんなスケジュール感で進めていこうとされているのか、その全体感についてお伺いしたいと思います。実はこの点についてこちらでは判断の理由が書いてあるのですが、こちらの本表のほうには何かそれがちょっとあまり書いてなかったように思いますので、ちょっとそこも書いておいたらどうかと思いました。

それから、2点目でございますけれども、これは公正な競争、公正な市場の整備とか、あと、投資家保護にかかわるⅡにかかわる部分でございますが、やはり前年はA I Jの問題とかございましたし、最近では増資インサイダーの問題などで、やはり公正な市場に関する整備の課題というのが非常に浮き彫りになってきているのではないかと思いますので、この点について特に海外との当局との連携を強めて、しっかりやっていただくということがやはり必要ではないかなと思っています。達成度はまだこれからという評価になっておりますけれども、ぜひやっていただきたいと思っております。1つ質問は、投資家保護にかかわる部分なのですが、増資インサイダーなどで話題になっていますが、最近結構増資案件がたくさん出てきている中で、わりと希薄化率の高い増資が総会の後に出てきたりすることが数年前から随分目立っておりますけれども、こういったところについて改善余地があるとお考えなのかどうなのか、このあたりについてお伺いしてみたいと思っております。

それから、3点目はこのⅡ-1-(2)の「金融経済教育の充実」のところでございます。実際にここの中にも何か所か金融経済教育については書き込まれていて、やはり金融庁のみならず文科省とか金融広報中央委員会などの金融関係団体などと連携を図り施策を横断的に進めていくことが重要だと書いてあって、私も金融経済教育、課題がまだまだあるのではないかと考えております。こういった横断的な取り組みとしては例えば個々の金融機関や、それから、金融業界の例えば銀行協会とか日本証券業協会とか投資信託の自主規制団体とか、そういったところも取り組みをしておりますが、日本証券業協会などではそれを少しコラボレートする動きなどもあるのですが、実際にそういったいろんなところがこれに対して取り組みを個々にやっているのですけれども、もっと効果的・効率的なオールジャパンでコラボレートしてできる部分があるんじゃないかと、そういった点について金融庁としても少しかんで積極的に取り組めないのかなと思うのですが、この点につ

いてもし具体的なお考えなどがありましたら教えていただきたいという点でございます。

それから、最後、4点目でございますけれども、最後の金融行政の透明性や予測可能性の向上というところでございますが、つい最近中長期的な金融のあり方についての報告書が出まして、そこにラウンドテーブルを官民でつくって、そこでいろいろな取り組みを進めていくというようなことが公表されております。官民のコミュニケーションをとっていくことは非常に重要だと思っておりますけれども、例えば制度整備にかかわる今までの審議会などの議論との関係など、どういう位置づけでよりよいコミュニケーションをとっていかれようとしているのか、このあたりについて金融行政の透明性とか、そういったところにかかわる部分でもあると思いますので、ぜひ取り組みについて教えていただきたいと思っております。

以上でございます。

○富田座長 神作委員、お願いいたします。

○神作委員 神作でございます。よろしくお願いいたします。

私からは主として3点についてコメントないしご質問をさせていただきたいと存じます。まず、実績評価の概要でありますけれども、配布されておりますA4の一枚ものであります。昨年度、すなわち平成22年度の評価に比較いたしますと、評価が下がったところが幾つかあります。その理由として、評価の仕方について客観的・中立的に評価をするという、評価の仕方自体が変わったというご説明をいただいたようにも思いますが、例えば具体的な例を挙げますとA3判の大きな紙の2ページ目のII-1-(3)「金融機関等の法令等遵守態勢の確立」の中では、23年達成度及び端的な結論の判断理由といたしまして、「投資一任業者において虚偽の運用報告の事例が発生した」という不祥事の発生が挙げられており、また、同じく3ページに参りますとII-2-(1)「取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視」というところでございますが、ここでも達成度についての評価がBとなっております。評価をBと下した判断理由の中で「企業年金の資金運用を受託していた投資一任業者の問題が明らかになった」と記載されています。

このように不祥事が生じたということが直接的に評価の低下につながったのではないかとと思われる記述があるわけなのですけれども、ここで意見とご質問両方兼ねているのかもしれないませんが、私の理解では評価は決して結果責任を問うものではない、結果だけを見て評価されるものではないのではないかと思います。先ほどの客観的な評価のあり方という点とどのように整理するのかということでございますけれども、単に不祥事が生じたとい

うことから、端的な結論、評価が導かれるわけではなく、仕組み上やむを得なかったものなのかどうなのかといった観点ですとか、例えばガバナンスの話になりますと、これは金融の問題だけではなくて会社法の問題等々いろいろな要素が絡んで参りますので、評価する場合に不祥事が起きたから当然に厳しく評価するように見える部分については、より説明を詳しく書く必要があるのではないかと思った次第でございます。ここのところは私の誤解があるのかもしれませんが、また後ほどお教えいただければと思います。

それから、2番目のコメントでございますけれども、金融ADR関係につきまして23年度は顕著な特徴があるように思います。ADRの利用が非常に増えているということでございますけれども、この分厚いほうの実績評価書の110ページ、それから、238ページにも再掲されておりますが、ADRの苦情処理件数が前年比に比べて32%増加したと記載されております。紛争解決手続に至っては137%増加と、このように非常に大きく増加したことが書かれておまして、これはある意味では金融ADRが非常に順調なスタートを切ったと申しますか、活発に利用されているということで、このことは一方では高く評価されるべき事項ではあると思います。ところが、他方で金融ADRが出発して間もないということもございまして、ほんとうに当初想定したような使われ方で利用が伸びているのかという点についても、内容に立ち入って評価する必要があるのではないかと思います。単に件数等だけではなくて、ADRの利用の実態、事案と紛争解決の内容面についても見る必要があるのではないのでしょうか。

つまり両面あると思うのですけれども、金融ADRに持ち込まれるような金融機関の側の業務の不適正と申しますか、不適切な業務が行われていたという点もあるでしょうし、他方で金融ADRを利用すれば非常に手軽に救済が得られる。これはもちろん金融ADRの趣旨でありますから、それ自体悪いことではないのですけれども、しかし公正を欠くような金融ADRの利用がなされているとすると、これはまた弊害を生ずると思われまので、特に金融ADRについてはもう少し中身に立ち入って評価する必要があるのではないかと思ったところでございます。

それから、3番目でございますけれどもこれは、エンフォースメントの観点から申し上げます。エンフォースメントにつきましては、金融商品取引法を勉強している者といたしまして、例えば金商法の192条が実際に使われて差止めの措置が実際に講じられた、特に社会問題ともなっている無登録者、無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申し立て、これは157ページの資料9でございますけれども、22年度に1件ございまして2

3年度には3件ございます。金商法192条の制度などは、金商法がせっかく用意している規定ですので、それが実際に活用されてエンフォースメントに役立つ、しかもこれは事前の差しとめになりますので、事前的・予防的な救済という点でも効果が大変大きなものであると思われまふ。このように、これまで適用されなかつた規定が積極的に利用されているという点は高く評価できると思われまふ。

今申し上げました金商法192条もそうでございますけれども、インサイダー取引等についての課徴金その他、エンフォースメントが数年前あるいは十数年前に比べると格段に充実しているように思われ、そのこと自体大変高く評価されるべきである一方、先ほど申し上げました金融ADRとやはり同じような問題があり得ると思われまふ。すなわち、実際に摘発されたり処分された案件が、一体どのような事実関係の下で、どのような理由によって処分されたのか。こういった内容等について透明性を高め、市場関係者等の予測可能性を高めるという観点からの努力がさらに必要ではないかと思つた次第でございます。

非常に簡単ではございますけれども、以上3点につきましてコメントさせていただきました。どうもありがとうございました。

○富田座長 ありがとうございます。それでは、金融庁、お願いいたします。

○森本総務企画局長 まず、翁先生からI-2-(1)の関係で国際的な破綻処理制度の新たな合意について、今後、どのように検証等を行っていくのかというご指摘がございました。ここで国際的な新たな合意と申しますのは、FSBの金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性というものでございまして、ここにありますように昨年11月に合意されております。この合意につきましては、今後、FSBが各国の破綻処理の枠組みがこのいわゆる主要な特性に沿っているかどうか、ピアレビューというのをすることになっておりまして、それに基づいて調査報告書を公表することになっております。したがって、我々といたしましては改めて我が国の破綻処理制度、いわゆる金融のセーフティネットがFSBの主要な特性に照らしてどうなのかということを検証していく必要があると考えております。

それで、翁先生からどのような点が課題だと考えているのかというご指摘がございました。このFSBの主要な特性はかなり多数の項目があるわけですが、大きな点について言いますと、我が国では銀行等の預金取扱金融機関につきましてはいわゆる金融危機対応措置があるわけですが、預金取引金融機関以外の金融機関につきましては、そうした金融システムや金融市場の安定性を守りながら破綻金融機関を処理するという枠組みがないとい

った点が1つのポイントかと考えております。この点については先般IMFのFSAPが我が国の金融についてレビューしたレポートを出しておりますが、ここでもシステム上、重要なノンバンク、いわゆる預金取引金融機関以外の金融機関に関する秩序立った破綻処理を確保すべく、危機時の破綻処理枠組みの改善を模索すべきではないかといった提言がなされております。それから、先生からさらにスケジュールはどうかというご指摘がございましたが、この点については、我々、現在、この主要な特性が出たからといって、制度整備の必要性があるかどうかという点については、予断を持っておらないという状態でございます。したがって、スケジュール的には未定ということでございますが、いずれにいたしましても、FSBとの関係や諸外国の制度整備の状況をにらみながら今後考えていきたいと思っております。

それから、2点目でAIJ、増資インサイダーの関係で翁先生からそもそも希薄化するような増資が多いのではないかと、この点について改善の余地があるのではないかとといったご指摘がございました。我々としましても大規模な公募増資が近年間々見られて、その結果、希薄化、さらに株価の下落といったプロセスで既存株主の利益を損なったり、株式市場にもマイナスが生じているのではないかとこの点について、問題意識は持っておるところでございます。この点については過去には利益還元ルールでありますとか、ガイドラインといった形でファイナンスを制限していた時代もあるわけですが、今そうした形に戻るといってもいかならないと思っております。結局、こうした問題は引受証券会社や発行会社が投資家の利益を尊重し、それに基づいて行動するといった自覚を持っていただくのが基本であろうと考えております。我々としましてもそれに対して、側面から何かできることはないのかといったことについては考えていきたいと思っております。なお、制度面ではライツ・オフリングを昨年の金商法改正で、今まで事実上できなかった障害を除去したところございまして、4月から施行されておりますので、これが実際に活用されるように我々としても取り組んでいきたいと思っております。

それから、翁先生から官民ラウンドテーブルのご質問がございました。これについては、我々、今、金融界とどういうやり方でやるのかということ協議しておるところでございますが、イメージとしましても業界横断的な実務家レベルの会合にしてはどうかと考えておるところでございます。このラウンドテーブルの場では中長期的あり方ワーキングの主要な課題でございます金融機能の向上・活性化といった点から官民で課題を共有いたしまして、課題克服のためには何が必要なのかといった点について率直な意見交換をする

場にしたいと考えております。そして、個別課題がある程度明確化いたしましたら、それについては作業部会という形でそれに関係のある人が集まって、官も参加する場合もあると思いますが、さらに検討するといった形を考えております。主として議論する課題というのは運用面の改革でありますとか、プレーヤーの連携といったことが多いと思いますが、この官民ラウンドテーブルの場での議論を通じて制度面の問題が浮上してきた場合には、それは金融審議会でありますとか、そうした場で別途検討するといった形になるのではないかと考えております。

それから、神作先生から金融ADRの利用が増えたことについての評価についてご指摘がございました。我々、全体として金融ADRは比較的順調に動き出しているという評価しております。それで特に件数が増えた理由は主として為替デリバティブの紛争の申し立てが多かったわけでありまして、これについては事柄が、最近、近年急に問題になって浮上しているといったこともあって、たまたま件数が増えたというのはある程度その結果であって、それが金融ADRとして特に問題であったとか、特によかったとか、そういうふうには評価しているわけではありません。ただ、我々としては実際にかなり一時に多数の案件が持ち込まれているわけで、その点については今後金融ADR大事に育てていく観点から、制度にゆがみが生じないようにということは考えていかなければならないと考えています。

1点例を挙げますと、為替デリバティブにつきましては弁護士の方の関与がかなり多い訳です。弁護士の方が関与した場合の適正な金融ADRの手続のあり方でありまして、そうした点についてはよく考えていく必要があると思っております。いずれにせよ為替デリバティブが最初に非常に多く来たわけですが、これが長い目で見てADR制度がいい形で定着していくのにマイナスにならないように、できればプラスになるようにしていきたいと考えておるところでございます。

○岳野監視委事務局長 監視委員会の事務局でございます。まず、神作先生からのご質問で、不祥事なり、例えばA I J問題なりがあったから、その結果どのように評価をするのかという問題提起が1つと、それから、エンフォースメントについて、ご質問がございましたが、これにつきまして市場監視当局である監視委員会の事務局からまずご説明をさせていただきたいと存じます。

先生がおっしゃられました評価の問題につきましては、A3判の資料の2ページの「金融機関等の法令等遵守態勢の確立」の部分と、A3判の3ページの市場の監視の部分のところとに共通的に出てきますが、A3判の3ページの一番上のところでございますけれども、

一番右側の達成度及び端的な結論の判断理由のところ、先生がご指摘になりましたように「投資一任業者の問題が明らかになったこと」、こういったことで達成度の評価がBとなっている、これがそう単純に不祥事が起きたから評価するというのでいいのかどうかというご質問かと存じます。

確かに先生ご指摘いただきますように、この政策評価のこの項目につきましては施策のところをごらんいただきますと「取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するために市場監視」ということでございます。私ども市場監視部局が仕事をすればするほど不祥事が明らかになり、法令違反行為が明らかになっていくわけでございますから、仕事をすればするほど評価がB・Cと下がっていくと、仕事はするんだけどあまり問題が見つからなければAであるという評価は、これはおかしいと思っております。したがって、私どもいたしましては単に不祥事なり大きな法令違反が発見されたから、評価がBだというふうには考えておりません。

しかしながら、A I J問題につきましては、A 3判の資料でございますと今ごらんいただきました部分でございますし、本文のほうでございますれば163ページに今後の課題のところを書いてございます。163ページの③の「金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査の実施」というところございまして、この第3パラグラフにおきまして「23年度の検査において」かくかくしかじかの巨額の損失を隠蔽しながら営業を続けた問題が明らかになったということでございます。さらに私どもいたしましては投資一任業を行っている者について、その業態や顧客の特性にかんがみ、業務の実態や法令等遵守状況を検証する必要があると認められることから、金融庁による一斉調査の結果等を踏まえ、集中的な検査を行うとしております。

また、あわせて年金運用に関する情報の収集・分析体制を強化することにいたしまして、外部から重要性・有用性の高い情報を収集する専門の窓口を開設して、積極的かつ質の高い分析を行って検査実施の優先度の判断や検査における検証の着眼点に反映させていくというふうに、一定の反省と対応を検討しているわけでございます。こういったことからいたしますと、A I Jの問題につきましては単に我々が的確な検査を行って問題業者を発見できたという事案ではなくて、やはりこれまでの取り組みの中にこういった検査の対象の選定の問題、あるいは情報の収集・分析の問題、あるいはリスク感応度の問題があったといったこともございまして、そういったことを反省の上、Bとさせていただいたということでございます。今後とも事案に応じまして、タイミングよく我々が摘発をして、そ

の結果不祥事が発見できたようなものについては、それを理由にBとかいうふうには考えませんで、むしろ胸を張ってAと評価をさせていただくつもりでございます。

それから、2番目のご質問でエンフォースメントについてでございます。金商法のエンフォースメントについてのご質問でございますが、先生のご質問の趣旨は192条の活用あるいはインサイダーの課徴金についても非常に充実しているけれども、摘発なり処分されたものがどういう理由でこういうことになったのか、そういったことを周知していくことで予測可能性を高めていく必要があるのではないかと、いわば不意打ちのようなことをするのはいかがかと、こういうようなご質問かなと存じます。私どもといたしましてもエンフォースメントに当たりましては法令なり実務慣行を踏まえて問題点を指摘していくわけでございますが、例えば課徴金制度で申し上げますと、平成17年度からスタートし20年の改正を経まして現在の課徴金制度がまだ4年ぐらいしかたっていないわけでございます。どうしてもそういう意味では、30年、50年の歴史のあるエンフォースメントではございませんので、事例を1つ1つ積み重ねあるいは開拓していくというつもりでやっているところでございます。

ただ、市場規律の強化に向けたフィードバックが必要だというふうに考えておまして、この実績評価書で申し上げますと153ページでございますが「市場規律の強化に向けた取組み」という箇所がございます、153ページの下のほうでエというところがございますが、23年6月に4回目の更新となる課徴金事例集の公表を行っております。事例では事案の内容が理解しやすくなるよう概要図を挿入し、特徴的な事象について可能な限り解説を加えております。こういった取り組みを毎年進めていくことによりまして、155ページでございますが、これもエでございますけれども、3行目でございます「市場監視行政の透明性の向上や市場参加者の自主的な規律付けの促進」、こういったことにつなげていきたいと考えているところでございます。

あと、翁先生からは必ずしも質問ということではないかと存じますけれども、増資インサイダーの問題について今後とも海外の監督当局とも連携をとって、市場の公正性を確保するようにしてほしいという点につきましては、私どもも全くそのとおりに考えておまして、証券取引所と、海外の監督当局と連携しながら、クロスボーダー取引の違反行為の摘発につきまして一層力を入れてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森総括審議官 翁委員からの金融経済教育についてのご質問でございますけれども、各

企業、業界団体、日本銀行などがそれぞれ進めている金融経済教育の取り組みを、オールジャパンでコラボレートして横断的に進めていくべきではないかというご指摘でございますが、我々としても全く同様の問題意識を有しております。ご案内のように金融経済教育は相手も多岐にわたりますし、その中身につきましても学校を通じた教育から金融トラブルに巻き込まれないための教育とか、国民がよりよい資産運用するためにどういう教育をしていったらいいかという、そういったものもあると思います。我々としましては現在それぞれの団体とか機関で、どういった取り組みがなされているかをまずサーベイいたしまして、現在の取り組みの中で不十分なところとか、より時代の動向に即応しまして強化すべきところはないかというものをアイデンティファイして、その部分をどのように解決していくかというような手順で、関係機関ともより連携を密にいたしまして、全体として金融経済教育の効果を高める、質を上げていくための方策を検討してまいりたいと思っております。

○富田座長 それでは、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、続きまして島崎委員、そして、田辺委員よりご意見等を賜りたいと思います。

○島崎委員

島崎です。

全体の実績評価書を読みまして、かなり厳しい自己評価をされているというのが率直な印象でした。今年度は国際的にも国内的にも、金融監督規制等の点で種々の問題が起こったということからすれば、中長期的には環境が変化して取り組む課題も変わってきている。こういう意味において端的な結論がⅠからⅡに変わっていることについては、納得性が高いのではないかと思います。一方、単年度の評価につきましては、従来3年間の評価実績と比較すると随分B評価が増えている。非常に謙虚な評価で結構だと思いますが、外から見た場合にどう映るだろうかということもあります。先ほど来指摘があった点について、もう少し詳しく説明されるのが好ましいと思います。

次に、金融庁が考えているような、基本に戻ってもう一度評価を厳しく行うというようなことが、他省庁との関係でどうなのかということですが、甘くする必要は全くないと思いますが、監督検査を担う庁からすると、不祥事が起こった結果責任的なものもあり、事前にリスクへの感度を高めれば認識できた事態もあったかもしれないという観点から、反省を込めてB評価することについて私は異論ありませんが、ほかの省庁ではどういう考え方で今年度の評価を行なっているのかということも伺えればと思います。

個別の話につきまして、細かい話も含めて少しご質問と意見を申し上げたいと思います。まず、グローバルに活動している金融機関に対する監督ではA評価になっていますが、ここに来て、英国でのLIBORの不正操作問題に邦銀が関与しているという話があります。これはマスコミの報道であり真偽のほどはわかりませんが、この問題について今どういうところまで把握されているのか、万が一、邦銀の現地職員等がそういうものに関与していた場合に、それをどのようにこの評価に反映させるのかという点が第1の質問です。

2つ目は、これは細かい字句の話ですが気になるので申し上げますけれども、中小企業金融円滑化法の適切な適用のところで「中小企業の真の意味での経営改善につながる支援、「出口戦略」を強力に押し進めていくための環境整備を行っていく必要がある」、ここで「真の意味での」とわざわざ書かれているわけで、どういう意味合いがここに含まれているのかと。真の意味を持たない経営改善への協力であるのか、逆に言うとそういうとらえ方もできる訳ですが、わざわざこの文言を入れた背景を伺いたいと思うのが2点目です。

それから3点目ですが、国際基準設定主体における国際的なルール策定等への積極的な貢献でAになっています。この評価書の中でも説明がある様に、金融庁の幹部がSIGですとか、IOSCO、バーゼル等々で議長・副議長等の重要なポジションを占められて、日本固有の問題を踏まえた意見発信をし、これが取り入れられているということでありまして、まさに躍進の1年だったと思います。ただ、こういう問題というのは継続していかなければいけない、たまたま今、適任者がいるからできているということではいけないのではないかと思います。将来、金融・証券の国際的な会議体等で積極的に関与し、リーダーシップをとれるような人材をどう育成しているのか、人材の状況についてお伺いしたいと思います。

それから、4点目はAIJの問題ですけれども、これは先ほど来、お話しあったので省略いたしますが、私はここで言うリスクの感度を高めるという点について申し上げます。情報収集能力とか分析能力に加えてリスクの感度を高めるということ、これは企業においてリスクセンスを持つと言っていることと同じだと思います。種々のトランザクションの中から、何かおかしいぞと感じる人と感じない人がいるんですね。こういうセンスをどうように磨き上げていくのか、これは非常に難しい話だと思います。必要だけでも、具体的にどうやって身につけられるのかということなんです。私の経験から申すと、数多くの事例に当たって、その事例の中からそういうセンスを磨き上げていくということしかならないと思います。そういう経験を積める人材ローテーションとか、人材育成を考えな

ればならないと思いますが、その辺について何か追加的なご説明あれば伺いたいと思います。

それから、市場の透明性確保に向けた会計制度の整備と、金融環境の変化に応じた調査研究分析等の実施について、これが昨年のAから今年はBに変わっています。ここに書かれている説明を読んでも、なぜBに評価を下げなければならないのか、という感じがしておりますので、その辺について説明いただきたいと思います。特に会計制度等の整備につきましては、平成20年、21年、22年ともA評価であったのが、今度はB評価になっています。さらなる議論が必要であり、議論を深めるということではありますが、私の理解では昨年6月以降、1年かけて十分議論はしているはずであります。であれば、これをBとする必要あるのかと思ったわけですが、Bとした理由、議論はしたが事態が進展してないことが理由なのかどうか、その辺についてお話しいただければと思います。

会計制度の問題については、米国と諸外国の動向も参考にしながら十分検討していかなければいけない、まさにそのとおりだと思います。先般SECから最終的なペーパーが出て、これは具体的な方向性が示されてはいないけれども、中身を読むとアメリカがとり得るべき選択肢というものが相当細かく分析・評価されているわけであります。我が国においても企業会計審議会等いろいろと議論を行なってきましたが、そこまで掘り下げた議論になっておらず、今後、更に金融庁が主体となって検討を進めていくべきではないかというのが私の意見でございます。

以上です。

○富田座長 田辺委員、どうぞ。

○田辺委員 私のほうから3点ほど申し上げたいと思います。1つは、23年度という短期に限ってみると、いわゆるIのところの安定性にかかわるようなものはA評価が多くて、他方、公平性であるとか透明性というところにかかわる部分はB評価が多いということでございます。結果責任と言うことではおそらくはないんだろうとは思いますが、他方、やはり金融市場の変化と、それから、監督官庁としてのそれに対する対応の2つを短期的に変化へどう対応したかというところを見ると、私自身は諸外国も比べても、特にEU諸国なんかの混乱なんかを見ますと、日本の金融市場というのは安定性を23年度に関して確保したが、他方、日本の金融市場に関しまして公平性・透明性に関してかなり問題のある事案が出てきて、それをB評価にしたというのは、横並びで見ても妥当ではないかなと思っております。これが1点目でございます。

それから、2点目は、他方、残りでもB評価が出てきたものというのは短期にうまくどう対応したかというよりも、新成長戦略の中でも金融というのがかなり重要な領域として位置づけられておりますけれども、中長期的にどうするかというところの課題というのでしようか、それがB評価にあたるものが残っているなという感じがございます。簡単に言うとⅢのところの活力というところに関しては、どうも残っている課題というのをまだ解決してないな。具体的に申しますと例えば専門性の高い人材の育成であるとか、それから、個人の投資家の参加の拡大というところに関しては、長年B評価がずーっと続いている。それに対してある意味では手を打ててないというのが現状ではないかなという感じがしております。

他方、24年度の事前分析表とかを見ますと、人材の育成等に関しても試験をきちっとやるということは書いてあるのでありますが、人材の高度化に関して具体的にもう少しこの状況を打破するような施策というのが、あまり手が打たれてないような気がするので、そのところはどうかというのが思ったところでございます。実体の経済のほうはそんなに上向きにならないときに、金融だけが活力持っているという状態はかなり不健全な状態なので、ある程度はしようがないとは思いますが、他方、次のフェーズに向けての金融の特に人材的なインフラのところ、どう今の段階で布石を打つのかということは、非常に大切なのではないかなと感じておりますので、そのところをどうお考えなのかというのが2番目でございます。

それから、3番目は今の絡みなのでございますけれども、公認会計士のところも前回のA評価から23年度に関してはB評価に変わっております。公認会計士に関しては会計の監査のところの品質の確保というところは十分問題になったということは確かでございますけれども、他方、ある意味では金融庁が持っている産業政策とはいいいませんが、公認会計士の需要というのをどういうふうに拡大していくのか、逆に言うと、今、試験制度はきちっとしたけれども、人が余っている状態で十分に社会の中で使われていないという状態が出ております。これを、中長期的な課題なのかもしれませんけれども、どういうふうに対応すべきなのかといった点に関して、3番目にお伺いしたいということでございます。

以上、1つコメントと2つ質問でございます。

○細溝監督局長 まず島崎委員からのご質問で、英国のLIBORの問題について邦銀が関与しているという報道があるけれども、どこまで承知しているのかというご質問でございます。非常に恐縮なのですが個別の行政対応、海外当局も含めた個別の行政対応でござ

いますのでコメントは差し控えたいのですが、一般論で申し上げますと、当然、私ども当局と海外当局はこれまでも必要に応じて連携、連絡はとっております。それから、これまた一般論でございますが、邦銀の内部管理体制というものにつきましては、これまでも検査・監督を通じて確認してきておりますし、そこは今後とも必要に応じて対応をしてまいるといふ、まことに恐縮ですが一般論でございます。

それから、2番目の円滑法で「真の意味での」経営の改善支援という「真の意味での」といふのはどういう含意があるのかというご質問でございます。円滑化法施行いたしまして今まで見ておりますと実施率は大体9割を超えております。それでこれは定着したなと思うのですが、中身を見てみますと再リスケ、再々リスケというのが8割あるとかいうことで、いわば条件変更期間中に経営改善を進めるということが目的だったわけでございますが、それが必ずしも進んでいないのではないかとといったような事柄が見受けられます。それで真に抜本的な経営再生が必要な債務者に対しては、判断を先送りしないで企業再生支援機構ですとか、中小企業再生支援協議会ですとか、そういった外部機関の第三者的な視点、専門的な知見も活用しながら、債務者にとっての抜本的な経営再生策をやる必要があるのではないかと。

抜本的なという意味では、例えば事業再生とか業種転換が必要な先に対してDESとかDDSを活用するとか、場合によっては債権放棄もするといったようなこともあるでしょうし、もう事業の持続可能性が見込まれないというような先については、債務整理を前提とした債務者の再建に向けた適切な助言ですとか、自主廃業を選択する場合の取引先対応等を含めた円滑な処理への協力といったようなこと、いわば債務者の置かれている状況は千差万別ですので、その状況に応じてそれぞれにソリューションがあるはずなので、そのソリューションを的確に提案して実行していくといったことを金融機関に求めたいということで、「真の意味での」という言葉をつけさせていただきました。

以上でございます。

○森総括審議官 島崎委員からご質問ございました、他省庁では評価がどうなっているかということですが、今年の評価は他省庁でも同時並行的にやっておると理解しておりますけれども、過去の評価につきましては、他省庁の評価をつぶさに存じ上げているわけではないのですが、他省庁におきましてもB評価というのは決して珍しいものではございませんで、省庁によってはC評価をつけているところも項目によってはあり、当庁だけが評価分布が他省庁と異なっているということはないものと思っております。

それから、人材育成の話が島崎委員、それから、田辺委員からもございましたが、国際的な人材育成ということにつきましては、非常に明確な問題意識を持ってやっております、これは一朝一夕にそういった人間をつくれるわけではございませんので、わりと長いタームで見まして、まず役所に入ったときからできるだけ留学とか海外勤務をさせる、国際機関に勤務させるとか、金融庁全体としての英語のリテラシー、レベルを上げるという取り組みを全庁的に行っております。それから、国際的業務に従事する幹部は国内業務もよく知っていないといけないことも踏まえ、意図的に毎年の人事をしております。

それから、リスクセンスを高めるための人事ローテーションにつきましても、これはリスクセンスという観点から明示的にローテーションを行っているわけではございませんけれども、やはりそれぞれの専門性を高めるということが必要ではないかと思っております。例えば投資顧問業者による不祥事のような問題につきましても例えば投資顧問業界の実態をどの程度知っているかが重要であり、そのためにはネットワークも必要です。これらは一、二年で業界の実態などに精通出来るわけではございませんので、できるだけ職員の専門性を高めようという取り組みをしております。

それから、金融界の専門人材の育成でございますが、これにつきましてはどの部分が金融業界が独自にやるべき、すなわち市場メカニズムに任せるべき部分であって、どの部分が行政として関与すべき部分であるかというのは、なかなか難しいところではないかと思っております。多くはやはり市場メカニズムの中で金融機関がそれぞれビジネスのニーズに合った人材を育成していくべきではないかと思っております、24年度以降の施策目標からは「金融界の専門性の充実」というのは、優秀な会計人材の確保に向けた取り組みは引き続き行って参りますけれども、これ以外の取り組みについては我々の事務事業として掲げてはおりません。ただ、当局としまして、例えば今ですと重要な施策として中小企業の再生というのがございまして、かつては金融機関も企業の再生に相当力を入れてやってきたわけでございますけれども、最近はやっとそういう取り組みが少なくなっております、金融界、特に小規模な金融機関にそういった再生ができる人間というのは少なくなっておりますので、企業再生機構などを活用しまして、そういった再生の専門人材を育成するとか、研修するといった取り組みをしております。取捨選択しながら公的政策として必要な部分に資源を配分していきたいと思っております。

○森本総務企画局長 島崎委員からⅡ-2-(3)で会計制度のところについて、なぜBなのか理由についてご質問がございました。先生ご指摘のように23年度は企業会計審議

会もかなり開いて、精力的な検討は行われたところですが、この項目については、会計基準の高品質な国際的な収れんといいますか、単一の会計基準に持っていくのかどうかといった点についての検討が、やっぱり進むことが関係者に期待されているのではないかと思います。それで、そうした点について諸外国の動向も見ながらということになっておりますので、必ずしも我が国だけでどんどん検討が進むというわけにはいかないわけですが、しかしながら、そうした中でも検討が十分深められて、皆様から十分な検討がなされたと評価される状況だったのかと言いますと、いろいろ制約要因はあったにせよ、ある程度不十分な点もあったのではないかということでBとさせていただいているところでございます。

次に、田辺委員からⅡ－２－（５）で公認会計士について、今、人材がむしろ余っていて需要拡大が十分図れてないのではないかというご指摘がございました。この点については我々しばらく前から重要な問題であるという意識の下に、いろいろ取り組みをしてきたところでございます。２３年度は公認会計士試験合格者の活動領域の拡大をするため、監査法人だけでなく産業界等々においても活躍していただけるように、経済団体等と懇談会を開催しております、そこでアクションプランというものをつくってさまざまな活動しております。例えば試験合格者に対して一種の啓発として、監査法人だけが必ずしも活躍すべき分野ではないということを広報したり、それから、企業にそうした合格者の採用を働きかけることをしております。その上でさらに就活マッチングみたいなこともしております、これは公認会計士協会が事務局になっておりますが、そうした活動の結果、公認会計士試験合格者のうち企業に就職する方はかなり顕著に増えております。これは監査法人への就職が難しいということの裏返しでもあるわけですが、そうした状況になっております。制度面でも公認会計士試験に合格しても、監査法人に就職しないと公認会計士資格を得るための実務経験が積めないという問題がありますので、政令・省令等を直しまして実務経験の範囲を広げたり、そうした対応も行っているところでございます。

ただ、この問題まだ解決にはほど遠いわけでございまして、引き続き、いわゆる待機合格者問題につきましては、その状況をよく見ながら取り組んでいきたいと考えております。

○富田座長 それでは、吉野委員、そして、最後に私より意見等を述べさせていただきたいと思います。

○吉野委員 では、吉野でございますけど。

まず、全体的にこのA3の紙は非常に一覧性がよくできておられまして、非常に見やす

くなったというのがまず全体的な印象であります。それから、この小さい実績評価書の概要をずっと見てみますと、上のほうのさまざまな金融機関に対する安定性というのは非常にAで出ているとは思うのですけれども、別の見方をしますと、じゃ、日本発の金融イノベーションというのがどれくらいあったかという、やっぱりそんなにないような気がいたします。これはやっぱり難しいと思うのですけれども、自由にやればやるほどいろんなことが出てくるのですが、悪い人が出てくると。ですから、やっぱりこのバランスというのは非常に重要ではないかと思ひまして、変な言い方しますと、伸び伸び金融機関が活躍しながら、その中でやっぱり不正をうまく防いでいただきたいというのが、まず全体的なところであります。ですから、金融が安定しているからいいんだというのではなくて、やはりさまざまな新しい金融での技術進歩が日本発であることが必要だと思ひます。

それから、2番目はそういう中で日本の金融業が今ちょうど円高もありまして、アジアに進出し出していると思ひます。これは97年ぐらいの日本の金融の危機の後、日本が撤退したわけですが、現在逆にヨーロッパが撤退をし始めていますので、非常に日本の金融機関にとってはビジネスチャンスだと思ひます。そういう意味では官民ラウンドテーブルなどを通じて、やっぱり諸外国というのは官と民と政治がもう一体になって海外でビジネスをするということをやってきておりますので、ぜひうまく民間の声を吸収しながら、どこまで政治・官がこれを押すかというところがあると思ひます。特に諸外国では法律のいろいろな制度が違うわけでありまして、アメリカというのはずるいですから全部自分の法律でいろんな国をやろうと、こういう形で彼らは自分のビジネスが、アジア、いろんなところでもできるようにすることまでやっているわけですから、日本もぜひそういう形でやっていただきたいと思ひます。

その意味ではこのI-2-(3)のアジア域内でそういうふうと一緒にやっていただくと同時に、やっぱりアジアに対していろいろ貢献していく、協力していくと。変な言い方ですが、その協力しながら日本の金融業がアジアで活躍しやすいようないろんなことを考えていただければと思ひます。日本の例えば強みですと中小企業金融なんていうのはアジアで一番ニーズがあることでして、一番日本がこれまで苦労してきたところですし、預金保険制度とか、あるいは、消費者金融のマイクロクレジットなんていうのもアジアはなかなか統制がとれておりませんから、そういう意味で日本のなるべく強みのところでアジアに協力できることを協力しながら、日本の金融業がそこで活躍できるというのを考えていただきたいと思ひます。

それから、次は中小企業円滑化法で先ほどご議論がございました。ここではすべてずっとAになっているのですけれども、これが信用保証が100%ついて、それで各地域の中小企業に円滑にお金が流れているのだとしますと、今はいいのですが、しばらくすると信用保険のところには大きな赤字が来るとなりますと、本来民がとるべきリスクを全部官に回して、後で官がそのリスクを税金のお金で償うということになってしまいかねないと思いますので、これは100%の信用保証というのは政治が決めたことではありますけれども、やっぱりここでずっとAというのはいいいのですが、しばらくしてこれが全部Cにならないような、なるべく金融機関のところでもモラルハザードが起こらないということが必要ではないかと思えます。

それから、先ほどもご議論ございました金融経済教育のところに関しましては、学校とかいうところでの教育というのは非常にやりやすいと思うのですけれども、例えば最近の振り込め詐欺にあるように高齢者の方とか、それから、A I Jの問題でも中小企業の年金を担当される方とか、そういう方々にどういう形で教育をうまくやっていくかというのは、なかなかほかの学校などの教育と違うと思えますので、ぜひそういう面も考えていただきたいと思えます。

それから、これも島崎委員などから先ほど言っていましたけれども、国際ルールなどをつくるためのためにやっぱり専門的な人材で、特に会計基準などは企業の行動にも、それから、金融機関の行動にも、まさに国際的な競争力に影響を与えるわけでありまして、諸外国はここをほんとうにレーゾンデートルとして自分で握ろうとしているわけですから、やっぱりそういう戦いの中で専門的な人材の方々が負けないようにぜひやっていただきたいと思えます。

それから、先ほどの官民ラウンドテーブルのところでは、金融業界と金融庁との官民ラウンドテーブルなのですけれども、もし可能であれば借り手のもっと先の中小企業がどういうふうに日本の金融を考えているか、あるいは、借り手の企業がどういうふうに見ているかというのも、できればそういうところまで少し広げていただいて、ですから、金融庁ってどうしても金融機関との相対になってしまいますけれども、エンドユーザーがどういうふうに思っているのか、そのためには金融市場なり金融機関がどうあるべきかというのをやっぱり全体で見えていただいて、いい金融行政というのを考えていただきたいと思えます。そういう意味では、中小企業とのいろいろなかわりが出てくる中で、やっぱり彼らのニーズ、それから、日本の金融の使い勝手の悪いところ、こういうものもぜひ把握して

いただければと思います。

最後は、このA4の紙の下から2行目の行政事務の電子化のところであります。これは多分日本の金融業のコストも含めてなんですけれども、国民のマイナンバーがありませんので、日本の金融業ってものすごくコストがかかっていると思います。そういう意味では、これは別のところで議論してましたら医者のカルテもそうなんだそうでありまして、日本人の共通番号がないそうなのですね。これがやっぱり日本全体の問題だと思うのですが、それは金融行政も含めてやっぱり日本全体で番号制度というのを守秘義務をしっかりとさせながら、これだけのコンピュータの世界の中でいろいろな業務にコストをかけてしまうということはよくないように思いますので、ぜひ金融庁も含めて日本政府全体で効率的な行政のコスト削減といいますか、そういうものを目指していただきたいと思います。

以上です。

○富田座長 委員の皆様より重要な点のご指摘ありましたので、私からは簡単にそして追加的に指摘したいと思います。

島崎委員、そして、先ほども吉野委員からご指摘のあった円滑化法の問題であります。金融機関の自己資本比率の改善が見られたわけですけれども、円滑化法によります貸付条件の変更が巨額になされまして、一部にはそれが隠れた不良債権になっているのではないかという指摘もあります。また、住宅ローンについても貸付条件の変更が実施されておまして、これらが買取証券化され、その信用力に影響が出るとすれば、またマーケットにも問題は起きかねないということがあるわけです。このため、円滑化法の問題については延長期終了の影響というところをきちんと見きわめていくことが必要だと思います。加えてこの円滑化法とともに信用保証協会によります保証というのが、借り手の中小企業に与えた影響だけではなく金融機関の行動や業態間、特にメガと地域金融機関との競争にどのような影響を与えたかといったことを検討して、金融行政の参考としフィードバックすべきだろうと思います。

それから、2番目に、皆様からもご指摘あり、先ほども金融庁からお答えいただいた点でありますけれども、取引の公正確保に関する問題であります。公募増資にかかわる一連のインサイダー取引につきまして課徴金勧告が実施され、取引実行者の処分のほか情報伝達者側の証券会社に対しても行政処分の実施や自主点検を懲慥し、内部管理体制の強化を強く促すことによりまして、証券市場の信頼回復に努めたというふうに評価できると思います。このインサイダー取引はあってはならないことはもう言うまでもなく当然でありま

すけれども、これとは別に最近ですと増資が行われると、先ほども森本局長よりお話しあったんですが、ダイリュージョンを起こして株価は下がると。かつてバブルのときですと逆に増資があるという株価が上がるというふうな、どうも一方通行的なというか、予想の自己実現と申しますか、こうしたマーケットの動きというのが、いかに自由化が進み、そして、自己責任が高くうたわれてもまだ起こっているということをどのように考えたらいいのかというのをちょっと、これ難しい問題なんですけれども、なかなか自分で消化できない問題なんで、こういうこともまた検討しておく必要があるかと思えます。

それから、官民のラウンドテーブルの問題でありますけれども、行政と自主規制機関が緊密に連携するということは重要であります。加えて自主規制機関が業者と連携して対応することも大切であります。今般の増資インサイダー取引の再発防止のために、行政が証券会社各社に対して指導・監督を行っていくばかりではやはり資源に限界があります。自主規制機関によります対応が求められるところであり、業者側も市場のベストプラクティス追及のために率先して業界としての取り組みに貢献すべきであろうと思えます。先ほどは制度にかかわる問題のときには行政が関与するんだというお話があったんですけれども、業者に対しても行政はそうした対応を促すということを行う必要もあるんじゃないかと思えます。

最後に、これも島崎委員からもお話しあったんですけれども、I-2-(2)にかかわります国際金融システムの安定と発展に関係してであります。リーマンショック後の動きを見てみますと、アメリカやイギリスでは規制を再強化するような動きが非常に強くなってきております。これは80年代以降の規制緩和の方向ということを転換させるような動きもなっているようにも思われますけれども、日本におきましては高まってきました金融行政の予見可能性といったことを維持しながら、これは先般この場で議論したんですが、新しい政策評価の基本計画に示されますように、金融システムが経済成長の礎となるよう、その制度、環境整備を図っていく必要があると思えます。

以上でございます。

○河野金融国際政策審議官 恐れ入ります。国際担当の河野でございます。いつも大変お世話になっております。

国際関係の問題につきまして幾つかご指摘とご質問いただきましたのでお答え申し上げたいと思えます。まず、順序が逆で恐縮でございますけれども、座長のほうから最後にご指摘をいただきました今の国際的な規制改革の流れでございます。非常に端的に申します

と、いわば今回の国際金融危機といったことが本格的な議論になり、かつ非常に市場が緊張する状況が起こるようになってから5年たちながら、むしろ国際的にはいまだにその解を見つけるところまで必ずしも行ってない、あるいは、少なくとも正しいはずの施策を実施し始めていますけれども、それによって危機が収束できたとはとても言えない。場面によってはむしろ危機が進化したようにも見えるという状況の中で、欧米の規制当局者が相当程度当局のほんとうにかなえの軽重を問われて、中には自信を失ったり、職を失ったりしている人もいますけれども、目下の状況の中ではかなり手探りで、かつ振り子の振れるように極端な規制強化論とか、極端な改革案などがかなり出てきているような状況がございます。

そういう中で我が国といたしましては、私どもの日本の金融危機の苦い苦しい経験ではございましたけれども、その経験を踏まえたさまざまな解決のためのアドバイスなり、あるいは、むしろ私どもの二の轍を踏まないでほしいという形で、その教訓に学んでほしいというようなことも説明をしてきまして、やはり実体経済の持続的な成長に役立つ金融でなければならない。そのためには、一方的な規制強化あるいは極端な形で教条的に、何重にも規制をかけていくようなやり方ではうまくいかない。吉野委員からもご指摘いただいたイノベーションの問題につきましても、あつものに懲りてなますを吹くような状況が、今、証券化商品などについてあるわけがございますけれども、これも極端な形で行うことは適切でないということを訴えてきております。従いまして、まさに今ご指摘をいただいたような問題意識を持ちつつ、日本としていかにこの状況の中でバランスをとっていくか、やはり実体経済のために真に役に立つような金融をつくっていく、金融制度あるいは金融監督、すべての場面にわたりましてそういうものを念頭に置く。さらにできる場所では議論をリードし、そうでないところではいわばよき仲介役となって、さらなる国際的な金融システムの安定、またそれだけでなく経済成長の役に立つ金融を目指すということで努力してまいりたいと思っております。

その上で少し具体的な議論としまして、吉野委員からアジアへの日本企業の進出、あるいは、日本の金融機関のアジアでの活動、そういったものをサポートすべきではないかというご指摘だと思います。まさに委員もご案内のとおりであります。さまざまな機会をとらえまして、特に最近ではもう首脳レベルまで含めまして、中国、インドなどに規制緩和の要望を出し、時間は少しかかりますけれども、要望にある程度こたえる形での規制緩和の答えをもらっている、あるいは、まさに中国、インドと今2カ国のみ例示しましたが、

非常に幅広いアジア諸国からいろいろな形で日本の経験に学びたいという声は事実として寄せられております。最近でも、預金保険制度と破綻処理についてのセミナーなどを開催するとか、あるいは、中小企業金融についてのノウハウの紹介をする、消費者金融などのあり方についても説明をする、それから、震災対応につきましても今非常に関心が高まっておりますので、これは例えばタイの水害の際の保険の対応などについても参考にしてもらおう等々、いろいろなノウハウの伝授に努めておるところでございます。

この評価の中では実はそういったいわば我が国の金融機関の活動のさらなる促進なりあるいはサポート、それから、今の新興国への技術支援などにつきましては、非常に課題が多く意識をされましたので、あえて端的な結論のところは、評価を落としてごらんいただいております。その趣旨は、やはりこれだけ目まぐるしく金融環境が変化し、まさに欧米では、特にヨーロッパで金融危機がますます深刻化しているという状況の中で、取り組むべき課題が増えてきたということで、そういった評価の案にさせていただいておることでございます。

なお、先ほどちょっと島崎委員のご指摘に対して直接お答えしておりませんが、まさに国際対応は単年度の単発のもので満足しておったのではやはりよくないといえますか、意味がないと思いますので、持続的なものをどうやって目指していくかという中で、先ほど総括審議官のほうから人材の面につきましてお話をさせていただきましたけれども、これは人材だけでなく金融庁のカルチャーというものも重要であると思います。幸いここ数年、国内部門と国際部門との連携の強化、あるいは、国内部門のいろいろな国際的な議論についての理解が進みまして、幾つかの議長職や副議長職などを引き受けた場合でも、単に日本の立場をいこじになって主張するというだけでなく、国際的な議論をリードできるような立ち位置というものを確保できましたので、そこはかなり前進を見ているとは思っております。しかしながら、これを持続させていくためにはやはり組織としての文化も、やはり開かれたものになっていかなければならないと思いますので、不断の努力は必要だと思いますし、これから先ぜひそういった面に注力をさせていただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○細溝監督局長 吉野委員と富田座長から円滑化法につきましてご質問がございました。金融機関のモラルハザードという言葉もお聞きしました。私ども中小企業金融円滑法の最終延長に当たりまして2つのことを考えておりまして、1つは金融規律を確保していくと、

それから、もう一つは真の意味での中小企業の経営改善につながる支援を強力に進めていくと、この2つがポイントだと思っております。金融規律の確保というのはもう従来からもやっていることですが、きちんとした実抜計画が策定されているか、それが進捗しているかといったような状況をフォローアップするとか、当然これまでもされていると思いますが、債務者の実態に応じた適切な債務者区分ないし引き当てがされているかをフォローアップしていくといったことも考えられます。

それから、最近ですが全都道府県で信用保証協会が金融機関別の保証残高と代位弁済の状況を公表いたしました。それには100%保証の分とそうでない分とわかるようになっておまして、そういった資料もありますので、そうした資料も参考にしながら金融機関に対してそういったフォローアップのヒアリング等々もやっていきたいと思っております。片や円滑化法の最終期限となりますことは、まさに中小企業の真の意味での経営改善につながる支援を強力に押し進めるためのまず環境整備をやることと、その着手、実行をやるのが大事である1年でございます。そうしたことから、企業再生支援機構や全国各地の中小企業再生支援協議会の機能・連携の強化を内容とします内閣府と中小企業庁と金融庁の3省庁で取りまとめました中小企業経営支援のための政策パッケージというのを取りまとめておまして、政府を挙げてその政策パッケージに盛り込まれた施策の具体化に全力に取り組んでいるというのが今の状況でございます。

それから、増資インサイダーにつきまして自主規制機関をもう少し使えるのではないかとといったご趣旨のご質問が富田座長からございました。大型公募増資の主幹事を務めました大手証券12社に対しまして、自主的に法人関係情報の管理体制にかかわる点検を求めました。それで8月7日に各社がその点検結果を公表しております。見るところ社内規定等法人関係情報の管理体制は相応に整備されてはおりますが、一連の問題を踏まえましてさらなる課題が明らかになっておまして、各社とも法人関係の管理体制の強化に向けて取り組みを強化するということを表明しております。

当然これは個社対応だけで済む話ではなくて、一連のインサイダーの問題を受けて自主規制機関においても再発防止に向けた取り組みを開始していると承知しております。これらの大手の各社が自主的にやるぞといったことと、自主規制機関が連携してベストプラクティスを追及するということが非常に重要だと思います。これらの12社の点検結果で各社が取り上げている中には実は横並びで業界全体として取り組むべきような課題というものもあるのではないかとお見受けしております。例えば公募増資公表前に不自然な株価下落

が見られた場合には増資を延期すると。これなどは幹事社1社が頑張ってもほかの幹事社がやると言えば行ってしまいますので、これは業界全体として取り組むべき課題だと思っております。そうした課題もあるものですから、そうした自主規制機関には必要な役割を担っていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○森本総務企画局長 吉野委員から官民ラウンドテーブルについて、借り手、エンドユーザーの参加はないのかというご質問がございました。先ほど官民ラウンドテーブルについてのお答えの中で、やや当局と業界だけというようなニュアンスで申しましたが、ちょっと言葉足らずでございまして、我々としましては当局と業界以外の方の参加も考えていきたいと思っております。それで、借り手、エンドユーザーについては課題にもよりますが、関係する課題については議論に参加していただければと思っております。

それから、富田先生から増資インサイダーに関連して、増資によって株価が下がるようなこと自体に問題があるのではないかと、それをどのように考えるのかというご指摘がございました。この点については、以前はかなりの増資をしても企業の成長で、結局、中期的にはROEが下がらないというケースが多かったのに対しまして、最近はやはり経済全体が低成長で事業の成長を図るのはかなり難しい中で、大規模増資をすると結果的にROEが下がるといったケースが多いということが原因ではなかろうかと考えております。それで我々としましては個々の増資がほんとうに投資家と向き合った、いわゆるエクイティ・ストーリーがちゃんとしているものになるように、どう促していくのかという点が課題だろうと考えております。

と同時に、下がるケースが多いとしても、それを何か増幅するような取引が市場に見られるのではないかとという問題がございまして、そうした点に対しましては一昨年の12月のいわゆるアクションプランで、公募増資に関連した不適切な取引について防止策に取り組むということをやっております。具体的には公募増資発表後カラ売りをしまして、そのポジションを募集で引き受けた株で解消することを禁止する、いわゆる日本版レギュレーションMの導入もいたしました。また、公募増資の配分ルールを日証協で見直しまして、引受証券会社が配分先を発行会社に開示することにいたしました。これは国際的にはどこでも行われておりますが、日本でもそうしたルールに改めまして、増資を引き受けてすぐ売るといった先への配分が多くないか、発行会社にわかるようなルール変更を行うといったことを進めている状況でございます。

以上です

○富田座長 本日はいろいろと貴重なご意見を賜りましてありがとうございました。

最後に、本日の会議の総括といたしまして長官より一言お願いいたします。

○畑中長官 今日はお忙しいところ、また大変暑い中お集まりいただきまして、大変貴重なご意見・ご指摘をいただきありがとうございました。ほんとうであればいただいたご意見・ご質問に、私、自分で全部お答えしたいなという思いに駆られたぐらいなんですけれども、ちょっと時間がございませんので、今回の政策評価についての私の考え方と、今後の金融行政について少し、二点触れさせていただきたいと思います。

今日ご意見がいろいろございましたが、23年度につきましては、その前の年度以上に様々な施策に取り組んだつもりではございますけれども、この実績評価に当たりましては、各部局でそれぞれ掲げた施策に取り組んでいるということだけではなくて、やはりこの政策評価で掲げている達成目標がどの程度実現したのか、あるいは、どのくらいの効果を上げたのかという観点をもう少し重視して、より客観的な視点で厳しく評価をする必要があると考えた次第でございます。

それから、もう一つは別の言い方をいたしますと、各種の施策が資本市場あるいは金融市場あるいは実体経済にプラスの効果をもたらすには一定の期間、時間が当然必要でございます。したがって、単年度だけではなくて、複数年度にわたる息の長い、そして、包括的な取り組みが必要だと。そして、こうした観点も踏まえて単年度の評価をしていく必要があるということ、今年強く実感をしたところでございます。したがって、Bでありますとか、IIの表示で「課題あり」とされた評価につきましては、24年度の政策運営に生かしていくと同時に、24年度の政策評価に当たりましては、今回の23年度の評価で課題とされた事項について対応できたかどうかあわせて評価をしていく必要があると考えております。

次に、今年度の金融行政上の主要課題につきましては、5月の前回の会合で、私、幾つかお話を申し上げましたので本日は繰り返しません、その後も例えば市場の信頼を大きく揺るがすような新たな事件なり事案というものが内外で発生をし、連日報道でも大きく取り上げられております。これまでの当局や業界の取り組みについて深く考えさせられる、あるいは、反省すべき事案が出来たしているわけでございます。私ども金融庁が担っておりますのは、当然のことながら、金融システムの安定強化、それから、顧客・利用者の保護、そして、市場の公正性・透明性の確保とこの3つの目的でございますが、こういう

事案を見るにつけましても改めて我々が担っております目的に深く思いを致して、その負託に応えていかなければならないと考えております。職員一丸となって企画・監督・検査が十分連携をとりながら、また先程来お話がありました自主規制機関等の外部機関、あるいは、外国当局とも十分な連携をとりながら、金融行政の適切な遂行に努めてまいりたいと思っております。

本日、大変貴重なご意見・ご示唆を頂きましたが、これは今後の金融行政に反映をさせてまいりたいと考えております。

他方、私どもの組織は1,500名しかおりません。財務局で金融担当が1,700名ぐらいおりますが合わせて3,200名でございます。対象分野は様々な金融機関やファンドなどを含めると数万に及ぶわけでございます。また、内外の日々ダイナミックに動くマーケットにも対峙をしていく必要がございますし、新興市場、アジアへの積極的なアプローチということも大変重要な課題でございます。また、国益がぶつかり合う国際的な議論にも負けずに取り組んで言うべきことは言う必要がございます。このように、非常に大きな課題と非常に多くのマーケット・プレーヤーがおられますので、このわずかな陣容でどこまでできるかという限界はございますが、今日頂きましたご意見を十分踏まえまして、職員一同、この3つの目的の達成、金融行政の推進に最大限の努力を傾注してまいりたいと思っております。委員の先生方には引き続き格別のご指導をお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

○富田座長 長官、どうもありがとうございました。

事務局におかれましては本日の会議で委員の皆様方から出されましたご意見を踏まえ、必要に応じて修正を行い、評価書を取りまとめたいただきたいと思っております。

それでは、事務局より連絡事項をお願いいたします。

○岡田政策評価室長 3点だけ連絡事項を申し上げます。

まず、今、座長からもございました評価書の修正につきましては、委員の皆様方に個別に連絡・ご説明させていただきたいと存じております。

それから、評価書の公表予定でございますが、例年どおり概算要求提出期限までの間に取りまとめ公表したいと思っております。

3つ目でございますが、有識者の先生方におかれましては議事要旨、それから、議事録のご確認、こちらもまた事務的にお願い差し上げたいと存じております。

以上でございます。

○富田座長 本日の議事すべて終了いたしましたので、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

午後4時50分 閉会